

## 作業環境測定機関名簿

労働安全衛生法及び関係規則に規定する作業環境測定を外部委託する場合は、作業環境測定法の規定により登録を受けた作業環境測定機関に実施させる必要があります。

青森県内では次の作業環境測定機関が青森労働局長の登録を受けて作業環境測定を行っています。

令和3年7月現在

登録番号	名称	所在地	登録の区分					
			粉じん	放射性物質	特定化学物質等(注1)	特定化学物質等(注2)	有機溶剤	個人サンプリング
02-2	㈱産業公害・ 医学研究所 八戸分室	八戸市大字河原木字 浜名谷地 76 TEL 0178-28-9424	●		●	●	●	
02-3	エヌエス環境㈱ 青森支店	青森市大字浜田字玉川 347 TEL 017-739-0451	●		●	●	●	●
02-4	環境保全㈱	平川市松崎西田 41-10 TEL 0172-43-1100	●		●	●	●	●
02-5	㈱新菱 八戸工場	八戸市江陽 3 丁目 1-109 TEL 0178-44-1113	●		●	●	●	●
02-6	㈱環境工学	弘前市大字 城東中央 3 丁目 4-17 TEL 0172-28-2161			●	●	●	●
02-7	㈱中央医科酸器	青森市金沢 2 丁目 3-22 TEL 017-776-8263			●			
02-8	SEA・K ラボテック	八戸市根城 9 丁目 26-7 TEL 0178-24-7722	●		●	●	●	●

【注1】 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(注2に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

【注2】 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場